

学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、介護老人保健施設、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設、刑事施設における結核定期健康診断の実施及び報告対象

学校又は施設等	定期健康診断実施及び報告対象
大学、高等学校、高等専門学校、専修学校（修業年限が1年以上）	・ 従事者 ・ 入学年度の学生又は生徒
中学校、小学校	・ 従事者
介護老人保健施設	・ 従事者
社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設	・ 従事者 ・ 65歳以上の入所者
刑事施設	・ 20歳以上の収容者